

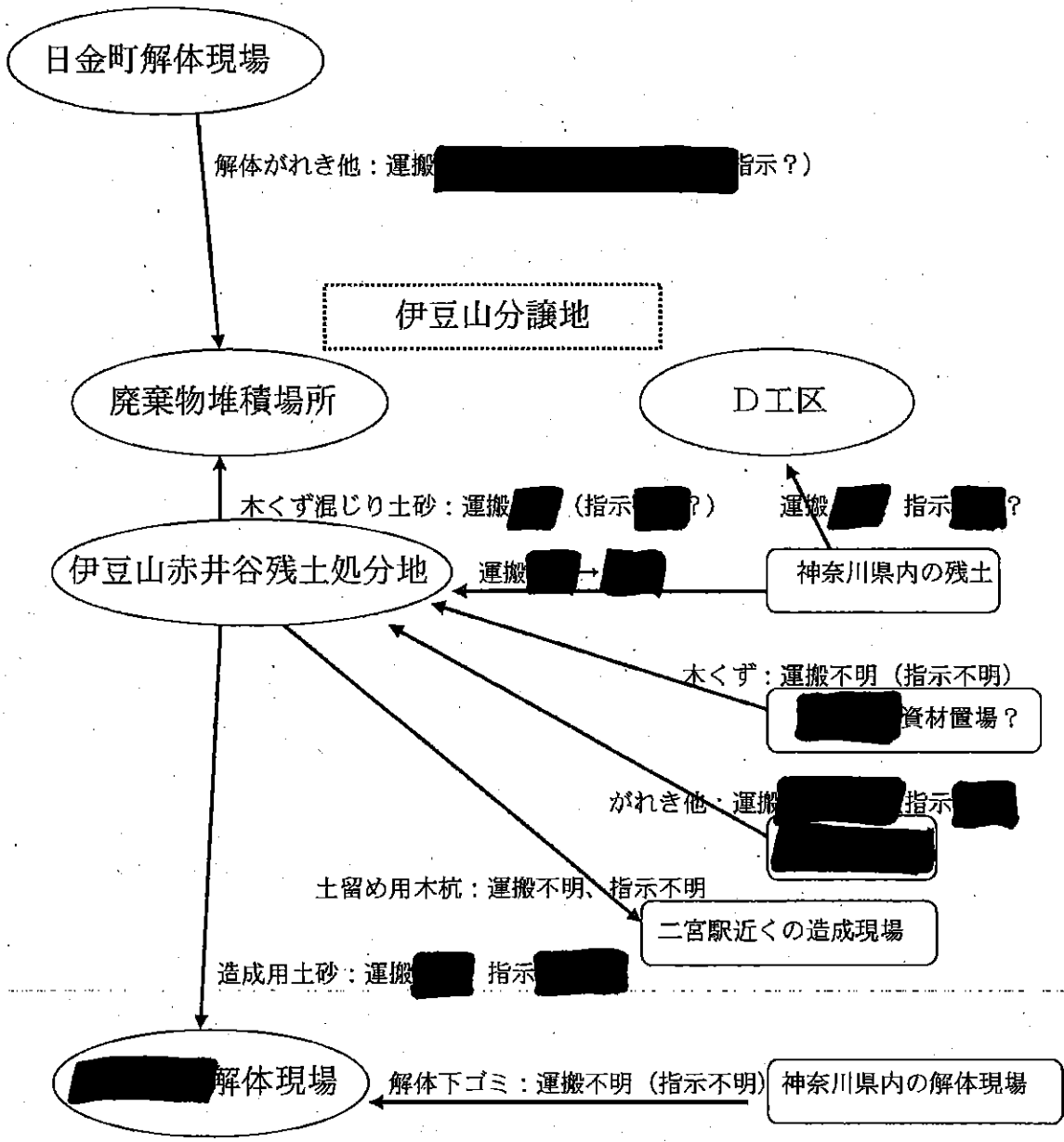
口 頭 記 録

部 長	技 監	[Redacted]	
[Redacted]			
[Redacted]			担当
[Redacted]			
受信年月日	平成 23 年 1 月 21 日 13 時 00 分 ～14 時 30 分	相手方	廃棄物リサイクル課 不法投棄対策スタッフ
起案年月日	平成 22 年 6 月 18 日		[Redacted]
決裁年月日	平成 年 月 日	廃棄物課	[Redacted]
標 題	[Redacted] 案件への対応について		
用 件 処 理 ( 伺 い ) 概 要	<p>* 熱海市日金町の建物解体、伊豆山の造成現場、残土処理現場、[Redacted] 解体現場におけるに残された廃棄物処理指導方針について廃り課担当と打合せた。 (打合せ場所…県庁西館 9 階会議室)</p> <p>1 事案概要について最近の動きも含め、[Redacted] から説明。 別紙参照</p> <p>2 廃り課からの指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>措置命令を前提にこれから事務を進めたい。</li> <li>措置命令を出す相手は誰になるかがまず問題である。</li> <li>18条報告により、情報を収集し、整合しない点があれば更に追加の報告を求めることとしたい。</li> </ul> <p>基本的に [Redacted] の関連する現場・関係者について、同時に報告を求めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>については、各現場ごとに、どのような項目で報告を誰に求めるかを検討されたい。</li> </ul> <p>できれば 31 日の対策会議でこのことを中心に議論したい。 →これについて廃棄物課で検討し、原案を作成することとした。</p>		





各現場の関係図



## 関係者の主張

### 1 日金町解体現場

伊豆山へ運搬しガラパゴスで破碎、造成地の路盤材とする

：自分はビルの解体工事のみを請負ったもので、廃棄物の処理は請負っていない。従って、自分には責任はないが、市との約束(?)もあるので、さしあたり中段へ移動させ、危険を除去する。

：土地は自分の名義(正確には )であるが、に資金提供したためであり、それが回収されれば名義は戻す。分譲については自分は関係ない、の事業である。

### 2 伊豆山分譲地廃棄物堆積場所

現場のことは に任せてある。処理を指示する。

残土処分場の木くずはここに移動し、まとめて処分したい。

### 3 伊豆山赤井谷残土処分場

現場のことは に任せてある。処理を指示する。

さらに1haの残土処分ができないか、駅方面へぬける道路の整備をさせてもらえないかとの市への照会。市は拒否。

：ここは の現場である。 が不適正な工事をしていたため、自分がその後始末を から頼まれているだけ。

運びこまれた木くずは がやったもの。今後日金の処理とあわせ自分が処理していく。

自分が作業していたが、終了しようとしたところ、 が来て更に残土を入れるという。 は仕上げるといったにもかかわらず、2日しか現場に来ない。

木くずの搬入は自分の指示したところではない。

：この指示については、 に聞いてもらいたい。

からの廃棄物は自分が指示したものだ。

### 4 伊豆山 解体現場

：他の現場からは廃棄物は持ち込んでいない、木くずの処理は下請け会社へ指示しておくとの市への説明あり。

(社員)

：解体は、現場監督 現場の指示は である。

：ここも自分の現場ではないが、後始末を頼まれた。

元請は である、

解体木くずの処理は に委託する予定である。

：自分は元請ではない、焼却の指示は誰からあったかは話せない。

指導等状況 (文書によるもの)

①日金町撤去計画提出指示 [REDACTED]

平成21年4月3日受理

②指導票交付 [REDACTED]

平成21年8月27日付け、日金がれき撤去指示とガラパゴス使用について

③日金町排出事業者について18条報告を求める

[REDACTED]  
平成21年12月8日までに受理

④ [REDACTED]からの事実申立

平成22年9月2日 伊豆山残土処分場への木くず搬入について

⑤指導票交付 [REDACTED]

日金のがれき撤去、伊豆山残土処分場の木くず撤去指示

⑥指導票交付 [REDACTED]

伊豆山残土処分場の [REDACTED] からきたがれき等の撤去指示

。措置命令を撤去に求めたか → 何と(何)の撤去か  
併せて [REDACTED] に指導

日金 ... 反論は 相対にきかせ

[REDACTED] 一括の報告を求め

原案を3/10にV/V

撤去(2/10) 報告を

現場でとる

## 各現場の概要

### 伊豆山造成地の概要

都市計画法に基づく開発行為

工事が中断しているのはD工区

全部でE工区までであるがD工区以外は完成しているとのこと

22年に土砂搬入されたのはD工区

C～E工区の合計開発面積は約5万㎡

がれき等が堆積しているのはE工区に隣接した土地

土地所有者

が所有する伊豆山の土地は全部で35万坪（約115万㎡）

### 伊豆山赤井谷残土処分場の概要

土採取条例に基づく土砂の埋立

届出者

受付日 平成19年3月9日

区域面積 9,695㎡

現場責任者

(当初)

(変更 H21.12)

工期 (当初) 平成20年4月8日


(最終変更 H22.3) 平成22年7月8日


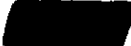
関係者

(重機オペレーター)

伊豆山「」解体現場の概要


元研修施設の解体

解体届出者 

元請業者 記載なし ただし、所在地は  の所在地、主任技術者に  との記載

現状 解体工事はほぼ終了したと思われるが、解体木くずの大部分が現地に残されている  
最近他の場所（神奈川県内のものと思われる）解体廃棄物が投棄された

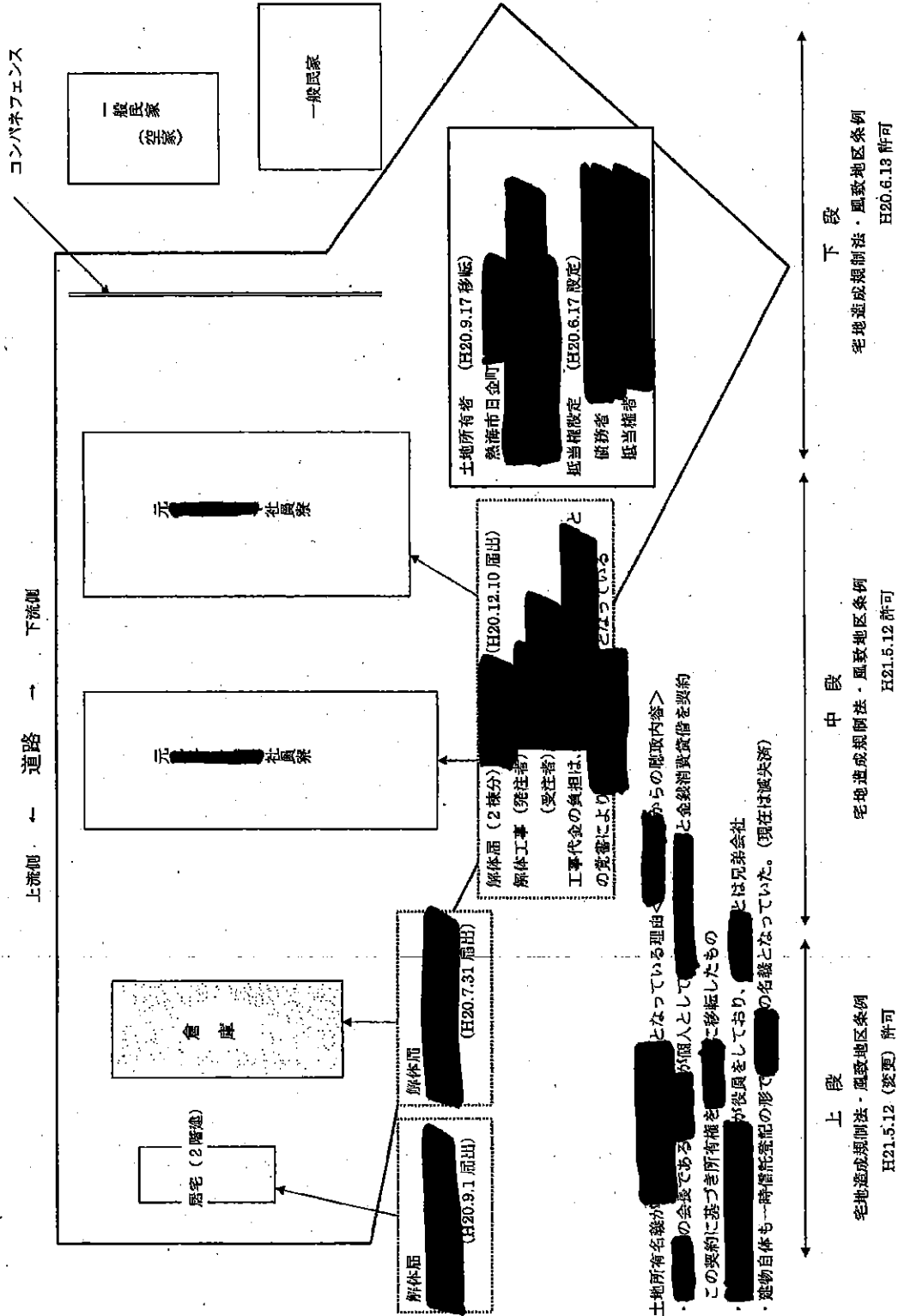
関係者

  
(箱根の業者という、元請?)

(現場責任者、野焼きの実行者)



日金町解体現場の概要



土地所有名義が となつてゐる理由< の取組内容>

- の会長である が個人として と金融消費貸借を契約
- この契約に基づき所有権を に移転したものと
- が役員をしており、 とは兄弟会社
- 建物自体も一時借付登記の形で の名義となつてゐた。(現在は滅失済)

指導等経緯一覧

\*場所の記載がないものは、日金町の現場を指す。

年月日	項目	内容
H20.06.13	許可	・下段部分の宅地造成等規正法、風致地区条例の許可
H20.07.31	解体届	・ [ ] は、上段の倉庫の解体届（市は同日受付）
H20.09.01	解体届	・ [ ] は、上段の住宅の解体届（市は10/16受付）
H20.09.25	許可	・上段部分の風致地区条例の許可
H20.09.26	条例関係	・熱海市は、まちづくり条例の審査基準適合通知
H20.09.30	覚書	・ [ ] が覚書締結 ① [ ] の費用負担で、H21年3月31日までに社員寮の解体、撤去、滅失登記する ② 不履行の際は、社員寮及び土地を [ ] に引き渡す。それ以降は、[ ] の費用負担で解体、撤去、滅失登記する
H20.12.10	解体届	・ [ ] は、下段の社員寮の解体届（市は同日受付） ・字体は、[ ] の届と同一
H20.12		熱海土木事務所から野焼きの通報、現地調査
H21.02.02	通報	・東部健福へ、熱海市役所から伊豆山の不適正処理疑いが通報 ・不適正保管を繰り返し、熱海市及び東部農林事務所が、再三是正指導をしているが、指導に従わないため、東部健福へ指導の依頼
H21.02.05	現地調査	・東部健福は、熱海市及び頭部農林とともに現場の確認 ・伊豆山の現場では、がれき類と繊維くずが山積みになっている ① H21年の年明け以降、急激に廃棄物が増えたとのこと ② がれきの排出元は、日金町の社員寮解体工事のもの ・日金町の現場（解体工事中）に立入り、責任者の [ ] から事情を聞く ① 解体施工業者は [ ] 事業主は [ ] ② 解体物は、現地が狭いため、指示どおり伊豆山に運び一時保管
H21.02.06	滅失登記	社員寮建物の滅失登記
H21.02.13	聴取	・東部健福、東部農林及び熱海市は、熱海市役所に [ ] を呼び、事情を聞く。 ① 社員寮 [ ] 所有）を解体し更地にして売却する ② 解体工事は、建り法に基づき熱海土木へ届出済み ③ 日金の現場は時間がないため、伊豆山へ運搬 ④ コンクリがらは自社が委託により破砕し再生骨材とする ・東部健福は次を指導 ① 廃棄物処理計画書を、健福と市へ提出すること ② 廃棄物運搬車両に表示をすること ③ 伊豆山の保管場所に囲いと表示を設置すること ・ [ ] は、これを了解し、解体工事は3月中旬を目途に整理すること
H21.03.02	計画送付	・東部健福へ [ ] から伊豆山の廃棄物撤去計画案の送付
H21.03.05	修正指示	・東部健福は [ ] へ、撤去計画案の様式が異なるとして、記載例を添えて修正を指示
H21.03.26	修正指示	・東部健福は [ ] へ、再提出された撤去計画案の記載追加を指示
H21.04.03	処理計画	・東部健福は、 [ ] の廃棄物撤去計画を受理 ① 日金町の社員寮は自主施工で、伊豆山まで自社運搬 ② コンクリは再生利用、繊維くず等は一般廃棄物処理施設へ ③ 伊豆山は、仮置き

H21.04.08	電 話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部健福は、提出された産業廃棄物処理計画について、[REDACTED] へ電話で確認</li> <li>・ 撤去時期は未定、一般廃棄物は分別し処理は市へ、産業廃棄物は業者を探し処理すること</li> </ul>
H21.05.12	許 可	中段部分の宅地造成等規正法、風致地区条例の許可
H21.05.12	許 可	上段部分の宅地造成等規正法の許可、風致地区条例の変更許可
H21.05.12	発 見 (現地調査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部健福は、H21年2月県土木事務所の通報により伊豆山の不適正処理疑いの指導を実施中、日金町の現場で建物解体に伴う廃棄物が放置されたまま工事が中断していることを発見</li> </ul>
H21.05.14	打 合 せ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部健福は、熱海市と情報交換</li> <li>・ 事業主体 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 解体届では、上段2棟が [REDACTED]、下段2棟が [REDACTED]</li> <li>② 実質的には、[REDACTED] が解体、宅地造成、分譲を実施</li> </ul> </li> <li>・ 事業計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 熱海市はH20年6月に宅地造成等規正法、県風致地区条例の許可</li> <li>② H20年9月、上段部分の宅地造成の変更手続き</li> <li>③ 工期はH21年6月13日</li> </ul> </li> <li>・ 事業の進展見込み <ul style="list-style-type: none"> <li>① 重機は、[REDACTED] を通じて [REDACTED] からリース。代金未払いのため、重機は引上げ</li> <li>② 買主が現れるまで現場が放置される可能性が高い</li> </ul> </li> <li>・ 近隣住民 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 現場の下側の2軒から不安の申出あり</li> <li>② 造成工事中のトラブルで警察にも相談</li> </ul> </li> <li>・ 市の対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 簡易なコンパネの防止柵の設置を指導。柵が傾いたため、5月1日に指示し、補修された</li> <li>② がれきについて、宅造法による指導は難しい</li> <li>③ 風致地区条例、まちづくり条例による指導は困難</li> </ul> </li> <li>・ がれきの搬出は再三指導。4月までわずかに搬出。現在、中断</li> </ul>
H21.05.14	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部健福は、日金町及び伊豆山の現地調査</li> </ul>
H21.05.20	聴 取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解体届の名義人である [REDACTED] から電話で聴取 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 現地の名義は [REDACTED] に対する譲渡担保で名義を移した。貸付金の返済があれば戻す</li> <li>② 解体工事に [REDACTED] は関わっていない。工事は [REDACTED] 又はその請負会社が実施</li> <li>③ 解体届は、[REDACTED] が印を押してくれと持ってきた。自社解体となっていることは知らなかった</li> </ul> </li> <li>・ [REDACTED] から造成工事中断は聞いた。解体ガラは残っていないと思った</li> </ul>
H21.05.28	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部健福は、現地調査</li> <li>・ 現地は、前回と変化なし。関係者不在、重機類もなし</li> <li>・ 住民 [REDACTED] から聴取り <ul style="list-style-type: none"> <li>① ひどい造成工事で、基礎は残したまま、ふとんやがれきを埋めた</li> <li>② 盛土した所へがれきを積み上げ、30~50cm覆土</li> </ul> </li> <li>・ 伊豆山へは2トントラックで2日間運んだだけ</li> </ul>
H21.05.28	聴 取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部健福は、[REDACTED] を熱海市役所へ呼び、聴取</li> <li>・ 熱海市は、次の事項を文書で提示 <ul style="list-style-type: none"> <li>① がれきの早期搬出、できなければ崩落防止の措置</li> <li>② 下部のフェンス補修</li> <li>③ 現場の建設道具、資材の片付け</li> <li>④ 造成工事の状況の地元住民への説明</li> </ul> </li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 造成工事の早期完成</li> <li>・ 東部健福の質問に、[redacted] が回答 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 造成工事の主体と実施者は、[redacted]。届けは [redacted] に名義を借りただけ</li> <li>② 伊豆山へのがれき運搬は、[redacted] すべてを伊豆山に運び、選別して処理する</li> <li>③ 工事が中断は、重機が引き上げられたため</li> <li>④ 現場には約 500 m<sup>3</sup>のがれきが残っている。伊豆山には約 800 m<sup>3</sup>を運んだ</li> <li>⑤ 現場は危険とは考えていない。下側の [redacted] には説明済み</li> </ul> </li> <li>・ [redacted] は次のとおり発言 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 伊豆山にガラパゴスを設置し再生材としたいと提案したが、役所から止められた</li> </ul> </li> <li>・ ガラパゴス設置を認めてくれれば、直ぐでもがれきの撤去はできる</li> </ul>
H21.05.29	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃り室は「パトロール強化の日」として、東部健福と現地確認</li> </ul>
H21.06.01	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃り室は、警察本部及び熱海署へ情報提供</li> </ul>
H21.06.04	打合せ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部健福は、熱海市と打合せ</li> </ul>
H21.06.05	空中監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県警航空隊は廃り室の依頼を受け、現地をヘリで監視</li> </ul>
H21.06.08	照会回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ [redacted] から東部健福へ回答</li> <li>・ 変圧器に PCB 混入の可能性はないが、油交換の可能性があり確認が必要</li> </ul>
H21.06.11	照会回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ [redacted] から東部健福へ回答</li> <li>・ 変圧器に微量 PCB が混入の可能性があるので、確認が必要</li> </ul>
H21.06.18	話 合 い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部健福は、[redacted] から熱海市に対して申し出のあった話合いに出席。[redacted] も同席。</li> <li>・ [redacted] の工事への関り <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当社は、社員寮の地上部分のみ解体を請負。基礎の解体と廃棄物処理は業務に入っていない。</li> <li>② しかし、基礎を建物と分離できず、当社が約 85%を実施。残りは、[redacted] 行ったと思う</li> <li>③ 発注者は [redacted] は当該契約の立会者</li> <li>④ 請負代金の支払は [redacted]</li> <li>⑤ 契約 H20 年 12 月 1 日、工期は H21 年 2 月 25 日</li> <li>⑥ [redacted] は、解体と造成工事の総合監理者</li> <li>⑦ 当社は基礎の解体工事の</li> <li>⑧ 上部の木造建物の解体は、[redacted] が請け負った</li> <li>⑨ 工事代金が滞り、また工事内容、特に防災関係に疑問があり、この 2 月に工事から撤退。4 月に重機を引き上げ</li> <li>⑩ 残余工事は、[redacted] へ指示</li> </ul> </li> <li>・ 廃棄物処理 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 解体廃棄物は伊豆山への運搬は [redacted] が実施。日金町では処理しないと地元住民と合意。</li> <li>② 伊豆山でガラパゴスで破碎し道路下層路盤にするというが、市道移管されるため碎石の許可をもつての破碎物でなければならない</li> <li>③ 当社が、建物内の冷蔵庫、ふとんなどの処理を行った。後のことを考え写真を撮ってある</li> <li>④ 当社の工事でがれき等廃棄物を土で覆ったことはない。地元からの話もあり、掘って確認もした</li> </ul> </li> <li>・ 今後の工事見込み <ul style="list-style-type: none"> <li>① 買い手が見つかるまで、工事未了のまま放置の可能性大</li> <li>② 当社は、[redacted] の多額の未収金あり</li> <li>③ 崩落の危険除去のためには、がれきを移動させることで、それほど</li> </ul> </li> </ul>

		機関も費用もかからない
H21.06.29	聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東部健福は、[redacted]を訪問し、聞き取り</li> <li>・[redacted]の関り             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 解体、宅地造成工事には、書類上名前は出ているが、関りはない</li> <li>② 解体届は、知らない。印鑑も代表者印でない。</li> <li>③ [redacted]がH20年6月17日に[redacted]と貸し付け、これに基づき土地名義を[redacted]とした。</li> <li>④ 建物は、信託登記で[redacted]名義にした。半年以内に取り壊さないと元の所有者に戻るため、[redacted]がやらないので、[redacted]が取り壊させた。</li> </ol> </li> <li>・解体届             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 当社が解体工事の発注者となっていることは知っている</li> <li>② [redacted]払ったが、[redacted]人の貸付金と考えている。[redacted]が直接支払う。</li> <li>③ 覚書のとおり、解体・撤去・建物滅失登記は[redacted]費用負担で行う</li> </ol> </li> <li>・廃棄物の撤去責任             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 土地の登記は[redacted]だが、名義人となっているだけで、自分が撤去指導を受けたら、[redacted]と所有権を確定させ対応</li> </ol> </li> <li>・[redacted]が電話した[redacted]から、工事の責任者は同社である旨、聞き取った。</li> </ul>
H21.07.14	打合せ	・廃り室と東部健福は打合せ
H21.07.15	打合せ	・廃り室は、県警へ今後の対応を相談
H21.07.24	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃り室は、[redacted]の所在を[redacted]に確認</li> <li>・[redacted]あり。事務所前に監視カメラ(2基)を確認</li> </ul>
H21.08.20		<ul style="list-style-type: none"> <li>・東部健福へ熱海市から電話連絡</li> <li>・明日会うはずの[redacted]と連絡が取れず、面会できない</li> </ul>
H21.08.27	18条報告	・東部健福は、[redacted]へ18条報告を求める(報告期限:9月10日)
H21.08.27	指導票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東部健福は、[redacted]指導票を作成             <ol style="list-style-type: none"> <li>① がれき類は不適正処分と認められるので早急・適切に処理すること</li> <li>② 当該廃棄物を処理する予定がある場合は、処理方法等処理計画を作成し報告すること(期限:9月30日)</li> </ol> </li> <li>・東部健福は、伊豆山での破碎について指導票を交付             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 移動式破碎機は、条件付で許可不要として認める</li> <li>② 条件としては、自社物に限定。破碎物の品質など</li> </ol> </li> </ul>
H21.08.27	呼び出し(指導票)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東部健福は、[redacted]を熱海市へ呼び、上記の18条報告通知及び指導票を手交</li> <li>・移動式破碎機は、自社物処理以外は無許可となる旨説明</li> <li>・同社は、資金繰りが悪く廃棄物処理の見込みが立たないとのこと</li> </ul>
H21.08.27	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東部健福は、現地調査</li> <li>・法面、道路部分の表土が流れ瓦礫が現れていた(→造成面の下にがれきが埋められていると推測)</li> </ul>
H21.09.04	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃り室は、夜間監視で現地調査</li> <li>・日金町は、作業なし。作業用の木材や機材類が放置、がれきが山積み</li> <li>・伊豆山は、前回確認時の崖部分が土砂により埋立。目立った廃棄物の増加は認められず</li> </ul>
H21.09.08	18条報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東部健福は、[redacted]から9月4日付けの18条報告を受領             <ol style="list-style-type: none"> <li>① がれきの排出事業者は[redacted]</li> <li>② 解体工事について、[redacted]資金提供したのみで工事に関与せず</li> </ol> </li> </ul>

H21. 10. 08	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部健福は、現地調査</li> <li>・ 台風の影響は見られず、現地状況に変化なし</li> </ul>
H21. 10. 21	18条督促	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部健福は、[redacted]へ18条報告を文書で督促</li> </ul>
H21. 11. 06	打合せ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部健福は熱海市と伊豆山隣接の残土処分場について打合せ</li> <li>・ 市は、土採取等規制条例で対応できるか検討</li> </ul>
H21. 11. 06	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部健福は伊豆山を現地調査。熱海市同行、[redacted]が立会</li> <li>・ がれき置場は、大きな変化はないものの、重機が進入した形跡があり、布団などは撤去されていた</li> <li>・ 残土処分場に廃棄物は見当たらない。</li> </ul>
H21. 11. 12	18条報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部健福は、[redacted]から10月16日付けの18条報告を受領</li> <li>① がれきの排出事業者は[redacted]</li> <li>② [redacted]な躯体の解体工事を[redacted]から請け負い、がれき等廃棄物の処理は[redacted]</li> </ul>
H21. 11. 12	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃り室と東部健福は、[redacted]を伴い、がれき崩落の危険性判定のため現地調査</li> <li>・ [redacted]から目視で崩落のおそれありの意見。詳細は要調査</li> <li>・ 下ランスコンテナが放置。PCB漏出のおそれ</li> <li>・ 伊豆山現場には、新たにがれき類が搬入された模様</li> </ul>
H21. 11. 26	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部健福は、日金町と伊豆山を現地調査</li> <li>・ 日金町に大きな変化なし</li> <li>・ 伊豆山は、道路入口に車止め設置。残土処分場で作業はされておらず</li> </ul>
H21. 11. 27	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ [redacted]</li> </ul>
H21. 11. 30	報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ [redacted]から廃り室へ生活環境保全上の支障調査の提案</li> <li>・ 内容は、コンクリート製の法面安定検討と周辺環境への影響調査</li> </ul>
H21. 12. 08	18条報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部健福は、[redacted]から18条報告を受領</li> <li>① がれきの排出事業者は[redacted]との報告</li> </ul>
H21. 12. 18	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部健福は、伊豆東方沖群発地震の影響を現地調査</li> <li>・ 日金町、伊豆山とも前回立入時と変化なし</li> </ul>
H21. 12. 22	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃り室は、現地調査</li> <li>・ 現地は、前回確認時と変化なし</li> <li>・ 伊豆山には、新たな廃棄物を確認</li> </ul>
H21. 12. 22	情報交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃り室は、熱海警察署と情報交換</li> </ul>
H21. 12. 28	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部健福は、日金町と伊豆山を現地調査</li> <li>・ 伊東沖群発地震の影響は見られず</li> </ul>
H22. 01. 05	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部健福は、現地調査</li> <li>・ コンパネや鉄パイプが置かれたほか、変化なし</li> </ul>
H22. 01. 05	打合せ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部健福は熱海市と打合せ</li> <li>① 新たに置かれたコンパネや鉄パイプは[redacted]と思量</li> <li>② 市は、がれき撤去について宅造法に基づく指導はできない</li> </ul>
H22. 01. 05	打合せ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃り室は技術管理室へ、がれき類の建り法の対応について相談</li> </ul>
H22. 01. 06	打合せ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃り室と東部健福は打合せ</li> <li>・ 18条報告では、排出事業者は[redacted]と報告</li> <li>・ しかし、排出事業者の特定が必要</li> </ul>
H22. 01. 13	聞取り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部健福は、[redacted]を熱海市役所へ呼び、聴取</li> <li>・ 日金町のがれき処理</li> <li>① 日金町のがれきは伊豆山へ運び破砕し再生材として利用したいが、費用が捻出できない</li> <li>② ガラバゴスは[redacted]に頼み、リース待ち</li> <li>③ がれきはここ数十年は崩れない</li> <li>④ 費用ができれば廃棄物処理に着手したい。金融機関は融資してくさ</li> </ul>



各現場の事実経過 (H22. 4月以降)

注: < >はその場にいた者の名前。以下の・はその者の発言

DATE	区分	伊豆山 がれき置場	伊豆山 残土処分地	日金町	伊豆山D工区
4.13	火 調査	アスファルト、コンガラ入り袋が新たに搬入されていた。		変化なし	
5.26	火 調査	自動車1台放置されていた。 フレコン袋も増加。		変化なし	
7.1	木 調査	一般ゴミ、コンガラが増えている。 < > がレンタカーで持ち込んだ。 ・排出元は自社ビルのリフォーム工事では。		変化なし 東側壁一部破損	
7.6	火 調査	前回と変化なし。	特に変化なし。		
7.16	金 調査	剪定くずや一鹿らしきビニル袋入り廃棄物が増えている。	特に変化なし。 作業は行われていない。		がれき類が置かれている。
7.26	月 調査	前回と大きな変化なし。		コンテナ内のトランスがなくなった。	トラック約6台分の残土を搬入中< > 口頭指廻: 廃棄物はいれないこと
8.4	水 民間監視	入口付近のビニル袋入り廃棄物がなくなった。 <バト委託業者報告> ・業者2名が来て「袋は片付けた、来週にはコンガラも片付け始める」と言った。		変化なし	
8.16	月 調査	入口付近の剪定くずや袋入り廃棄物はない。 入口右奥に廃棄物が押し込まれたような様子もある。			< > ナンバーのトラック数台が残土搬入中。 < > の廃棄物は俺が撤去した。マニフェストはない。
8.25	水 市		< > が土砂を搬入していた < > (この間に残土処分地の一部が崩落したか)		
8.27	金 市		市職員が現場に来た際、ヘドロ状のものを入れようとしていたが、顔を見たら退散した。 (行為者不明) <重機オペ >		
8.31	火 調査	土地の中央付近に細かく砕かれたと鉄筋の入ったコンクリガラが新たに搬入されていた。 約10~15㎡	残土処分地の一部が崩落している。 残土処分地の上部から3分の1あたりまでの土に木くず(解体工事から発生したと思われる木片)が混ざっている。 < > ・残土は < > から搬入。 ・捨て券を持っていた。 ・残土はD工区で < > が搬入していたが、一杯になったので < > の指示で搬入中止しこちらへ持ってきた。 < > ・(木くずの搬入を止めなかったことを指摘すると)土砂のことは知らない。 < > に聞け。 口頭指廻: 土砂の搬入をしないこと		段々状に踏み固められ盛りされていた。 地面のところどころに大きながれきが見える。
9.2	木 打合		熱海市役所で < > から事実申立書を徴収 <千葉> ・木くずは8.25,26で搬入されたと思う。 < > から頼まれて搬入したと話していた。 < > のもので < > が小田原で保管していたものらしい。トラック40台分くらいと思う。 ・土砂置場の上段で穴を開けて木くずを入れ残土と混ぜてから残土処分場へ入っていた。作業していたオペは < > ・土砂置場の最上段の残土の中には木くずがまだ混入されていると思う。 ・自分は9.10で引き上げる。		



DATE	区分	伊豆山 がれき置場	伊豆山 残土処分地	日金町	伊豆山D工区
9.9	木 面会	<p>事務所で と面会（熱海市、東能福廃棄物課、県庁祭り隊）</p> <p>・（土と）鉄や木くずやプラの分別はお願いしている。多少の木くずは混ざってもいいとは言った。二宮で8ヶ月ぐらい干したことがある。指示に従って撤去させる。</p> <p>・現場の工事は の指示のもとに行われている。 の人間。私の代理人。</p> <p>・（日金、伊豆山） に指示してやらせる。計画書を出させ、終わったら報告させる。今の写真と終了写真を比較して欲しい。</p> <p>指導票を交付</p>			
	市		木くずを拾い集めてどこかにおいてあったのを確認		
10.7	木 調査	大きな変化はなし。 廃棄物の上を重機が通って踏み固まったような跡がある	<p>拾い集めた木くずのことについて現地で に電話。重機オベに開け</p> <p>&lt;重機オベ &gt;</p> <p>・最上段の残土の右奥の下あたり。量はそんなに多くない。</p> <p>・残土トラックはまだ入ってきている。</p> <p>・進入路に砂利を敷いている。</p> <p>トラック（ ）</p> <p>1台が入ってきて、進入路上で荷台から荷を空けた。内容は、土、破碎されたかわらに少量のガラスくず、鉄筋、廃プラの混合物。重機オベが進入路全体を重機で転圧した。スレート様のものを収去。</p> <p>&lt;初老のトラック運転手&gt;</p> <p>・前に持って来たものより細かいものが多いというのでこれをもって来た。B級品だ。</p> <p>・茅ヶ崎の から持って来た。</p> <p>・すぐにあと4台来る。（調査中は入らず）</p>		変化なし
10.8	金 調査		<p>作業は行われていない。</p> <p>進入路は昨日よりも広範囲にかわらくず等が敷き詰められていた。</p> <p>鉄板の先に土砂を受ける穴が掘られていた。</p> <p>熱海警察署へ情報提供</p>		
10.12	火 調査		<p>作業は行われていない。</p> <p>進入路のかわらくず等が敷きこまれた上に薄く土砂が被せられていた。</p> <p>鉄板先の穴は土砂でふさがっていた。</p>		
10.13	水 調査		<p>重機オベの が保管中の残土をならす作業中。残土の保管量が増えている。</p> <p>&lt;重機オベ &gt;</p> <p>残土を積んだトラック（ ）</p> <p>が一台入ってきた。紙切れを運転手が に渡した。宛名は「」</p>		
10.15	金 調査		<p>重機オベは不在。</p> <p>のダンプが1台進入してくる。運転手が車から降りて重機の操作をしたがすぐ停止し、残土らしきものを降ろさず帰った。鉄板先の投入穴に下ゴミが投入されていた。進入路の中からスーパーマーケットの会員券を収去。</p>		
10.19	火 面会		<p>現場で と面会</p> <p>鉄板先の穴の中の下ゴミはなく、穴の中は空。</p> <p>&lt; &gt;</p> <p>・進入路に敷かれた混塵のことは知らない。</p> <p>・木くずのことも知らない。後から聞いた。</p> <p>・残土を入れ続けているのは だ。</p> <p>・残土の撤入は止めるよう協力する。</p> <p>・明日、重機で木くずを振り起こさせる。</p> <p>・混塵のことも調べておく。</p> <p>・自分から 報告しておく。</p>		

DATE	区分	伊豆山 がれき置場	伊豆山 残土処分地	日金町	伊豆山D工区
10.20	水 立会		<p>がおり、重機オペが穴掘り中。 オペが言っていた拾った木くずを置いた場所とは違うところを掘っているが、掘り進むと残土と混ざった木くずが大量にでてきた。途中から も現れる。 は、木くずは誰が埋めたのか説明しようとしな。い。</p> <p>&lt;&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木くずはバケツで篩って回収する。</li> </ul> <p>&lt;&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集めた木くずはがれき置場において他の物と一緒に片付ける。</li> </ul> <p>&lt;&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回収した木くずは別のところに置いた。</li> <li>・残土を入れているのは自分ではない。</li> <li>・さっき から「木くず20台分入ったとお前が言ったのか」と言われた。</li> </ul> <p>&lt;オペ &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回収した木くずは別の場所。</li> </ul>		